

平成28年度

長崎県育英事業奨学生募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館
☎ (095)824-1111(県庁内線 3357・3359)
(095)824-7501(直通)
FAX (095)820-1972
ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

長崎県育英会は、優れた学生・生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など（単身赴任を除く）
- (2) 次のいずれかに在学している者

大学等

大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）（大学院・通信教育等を除く。）

高等学校等

高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程並びに高等専門学校（通信制を除く。専修学校高等課程に在学する者で、高等学校で既に本会の奨学金の貸与を受けた者は出願できません。）

- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者
※基準についてはP7を参照してください。

他の奨学金制度との併願・併給は可能です。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の奨学金及び本会の他の奨学金との併給は不可）

2 採用人数・募集期間

校種	人数	期間
大学等	120人程度	平成28年3月1日(火)～平成28年4月22日(金)
高等学校等	800人程度	平成28年4月1日(金)～平成28年5月6日(金) (※学校ごとに、締切期日が異なりますので注意してください。)

3 貸与月額・貸与期間

	大学等	高等学校等	
		自宅(選択)	自宅外(選択)
国公立	41,000円	18,000円	23,000円
		10,000円	10,000円
私立	47,000円	30,000円	35,000円
		20,000円	20,000円
		10,000円	10,000円

※高等学校等はいずれかの金額を選択することができます。

※貸与期間……原則として正規の最短修業期間

※原則として3ヶ月ごとに奨学生本人名義の普通口座に振り込まれます。

4 出願手続

(1) 出願には、次の書類が必要です。

ア 奨学生願書

イ 奨学生推薦調書

ウ 所得に関する証明書 (P 5 参照) エ 特別な控除の証明書 (P 6 参照)

オ 家族の居住に関する証明書 (大学等の出願者のみ、P 5 参照)

※奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、本会ホームページからのダウンロードも可能です。(http://www.n-ikuei.jp/)

(2) 出願に必要な書類の受領・提出先、推薦調書の作成先は次表のとおりです。必要事項を記入し、証明書等をそろえて、提出先で定められた期日までに提出してください。

	大学等	高等学校等
出願書類の 受領・提出先	保護者(主たる生計者)が居住している市町の教育委員会 (単身赴任者の場合、家族が居住している市町) ※本会に直接提出することはできません。	在 学 校
推薦調書 (作成先)	・1 年 次：出身高等学校等校長 ・2 年次以上：在学大学長又は在 schools 校長	在 学 校 長

※出願書類は、採否に関わらず原則としてお返しできません。

5 選考及び採否決定の通知

(1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

(2) 選考の結果は、大学等については直接出願者へ、高等学校等については推薦した学校長を通じて出願者に通知します。なお、願書の記入字体が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は類似する標準文字になりますので、ご了承ください。

(3) 選考の決定は、大学等は6月下旬、高等学校等は7月下旬の予定です。

(採用決定者の初回送金は、大学等は7月下旬、高等学校等は9月下旬に4月分から9月分までを、奨学生本人名義の普通口座へ送金予定です。)

6 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から、貸与総額に応じて本会が定める期間内（P10別表参照）に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

【奨学金の貸与と返還計画の例】

高等学校等

	貸与月額	貸与総額	最長返還期間	年間返還額	1か月あたり
国公立・私立	10,000円	360,000円	8年	45,000円	3,750円
国公立	18,000円	648,000円	10年	64,800円	5,400円
	23,000円	828,000円	11年	約 75,300円	約 6,300円
私立	20,000円	720,000円	10年	72,000円	6,000円
	30,000円	1,080,000円	12年	90,000円	7,500円
	35,000円	1,260,000円	13年	約 97,000円	約 8,100円

大学等

	貸与月額	貸与総額	最長返還期間	年間返還額	1か月あたり
国公立	41,000円	1,968,000円	15年	131,200円	約 11,000円
私立	47,000円	2,256,000円	16年	141,000円	11,750円

7 海外留学にかかる採用について

長期の海外留学（1年間を限度）により、緊急に奨学金が必要となった場合は、募集期間に関わらず出願できます。（P11要綱参照）

奨学生願書の作成について

願書は、選考上の重要な資料ですから、事実をありのまま具体的に書いてください。

もし、事実と異なったことを書いた場合や指示されたことを書いていない場合は、選考から除外又は採用を取消されることがあります。**太枠**で囲んである記入欄以外は全て記入してください。

1 同一生計の家族

(1) この欄には、同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている者全員について記入してください。（単身赴任、入院、県外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活している者は同一生計となります。）

(2) 所得の種類

ア 次表により収入を、給与・給与外・無収入に区分し、該当するものを○で囲んでください。

給 与	① 俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与等 ② 遺族年金・遺族扶助料・傷病手当金・生活保護法による扶助料等
給 与 外	① 自由業・外交員・税理士・大工・左官・行商・自由労務等による収入 (ただし、大工・左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている者は「給与」になります。) ② 利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人からの援助等による収入

イ 前年の途中で新たに就職、転職（開業、転業を含む。）した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等に基づいて、前年の年間所得金額に見合った額を推算します。この場合は、事業所発行の給与の月額証明書を添付してください。

ウ 前年に収入のあった者が、出願時現在、退職、転出又は死亡等によってその収入が得られなくなった場合は、世帯の所得には算入しません。

エ 前年一年間に、生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を推算します。

2 奨学金を希望する理由

- (1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭事情などの出願理由を具体的に記入してください。
- (2) 無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。
- (3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。

3 奨学金貸与の状況

- (1) 本人、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生に採用され、現在若しくは以前に奨学金の貸与を受けている又は受けたことがある場合、必ずその「採用年度」「学校名」「氏名」「本人との続柄」を記入してください。「学校名」欄には、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生として在学した又は現に在学している大学・高等学校等の名称を記入してください。
- (2) 大学等及び高等専門学校の出願者は「日本学生支援機構への出願の有無」を、必ず○で囲んでください。（「有」の場合は、第一種・第二種も）

4 連帯保証人(必ず2人必要です)

- (1) 原則として、第一連帯保証人は、父又は母（親権者）となります。なお、父母がいない場合は、同一生計の成年者で収入のある兄・姉又はそれに代る者となります。
- (2) 本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるものを使用してください。（スタンプ印は不可）
- (3) 採用決定後、第二連帯保証人(第一連帯保証人と別生計を営む者で、原則長崎県内に居住する成人者であり、返還開始時に満65歳以下)を必要とします。連帯保証人(2人)には、「誓約書・奨学金借用証書」提出時に、印鑑登録証明書(それぞれ1通)を併せて提出していただきます。

出 願 に 必 要 な 書 類 に つ い て

家族の居住に関する証明書

(大学等の出願者のみ提出)

- 1 住民票謄本 (同一世帯の家族全員について記載のあるもの)

所得に関する証明書

原則として家計支持者は父母とします。ただし、父母がともに無収入であり同一生計内の他の者が家計支持者である場合、その者を家計支持者とします。

1 源泉徴収票・確定申告書

家計支持者が給与所得者である場合は、該当者全員の現勤務事業所発行の平成27年分の源泉徴収票(コピー可)を、給与所得者以外は、必ず平成27年分の確定申告書(控)のコピー(第二表も)を提出してください。

なお、源泉徴収票を発行してもらえない場合や確定申告書(控)がない場合には、平成27年分(平成28年度)の扶養人数・社会保険料が明記されている所得(課税)の証明書(原本)、又は平成27年分(平成28年度)の市町・県民税申告書の控え(受付書は不可)のコピーを提出してください。

2 給与の月額証明書

職の異動等により、平成27年分の源泉徴収票が出ない、又は参考とならない場合は、勤務先から「給与の月額証明書」(社会保険料を必ず明記すること)の作成を受け、提出してください。(当該市町・学校に配付してある本会の様式を利用)

3 年金・恩給額証明書

家計支持者が年金・恩給を受給している場合は、金額の確認ができるもの(最新の振込通知書等)のコピーを提出してください。

4 生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書又は保護決定通知書等のコピーを提出してください。(※金額の記載があるもの)

5 無職証明書

父母のいずれかが無職の状態である時は、民生委員が発行する『無職に関する証明(確認書・依頼書等)』を提出してください。

6 1か月の生活費申告書

失職等で、収入把握が困難である時には『1か月の生活費申告書』(当該市町・学校に配付してある本会の様式を利用)を作成し提出してください。

特別な控除の証明書

1 「就学者控除」のための証明

同一生計の兄弟姉妹が、大学・短大・専修学校・高等学校等に在学している場合は、在学証明書（原本）若しくは学生証・生徒手帳（平成28年4月1日以降発行、又は有効期限のいずれかの記載があるもの）のコピーを提出してください。

2 「障害者等控除」のための証明

同一生計者の中に、障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証（要介護認定4・5）を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを添付してください。

3 「長期療養者控除」のための証明

同一生計者の中に6か月以上にわたる長期療養者がいる場合は、所定の額を控除しますので、6か月以上の療養とわかる医師の証明書等と直近6か月分の領収書のコピーを添付してください。

グループホーム等に入所されている方は、療養とわかる証明書と領収書を添付してください。

4 「家計支持者の別居による控除」のための証明

家計支持者が単身赴任である場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払いの領収書のコピーを添付してください。

5 「火災・風水害・盗難等の被害による控除」のための証明

被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盗難届出証明書等を提出してください。

家計(所得)・学力の基準について

1 家計(所得)の基準

本会が設定する所得基準額以下であること。

[所得基準額 \geq (収入金額から算出した所得額) - (控除額)]

【収入の目安】 (太枠内) : 収入金額)

校種		世帯人数	給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
			4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
大学等	自宅外通学の場合	所得基準額	229万円	239万円	229万円	239万円
		国公立	831万円	872万円	399万円	440万円
		私立	877万円	918万円	445万円	486万円
高等学校等	自宅通学の場合	所得基準額	206万円	221万円	206万円	221万円
		国公立	699万円	765万円	291万円	337万円
		私立	769万円	818万円	340万円	386万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。

※出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。

2 学力の基準

(1) 大学等

1年次

①高等学校等の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した評価点を5段階評価により算出し、出願資格は3.5以上とする。

②国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し、出願資格は4.0以上とする。

2年次以上

申込時までの大学等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を3段階評価で算出し、出願資格は4.0以上とする。

(大学等及び高等学校卒業程度認定試験の評定は、“A”又は“優”相当を5、“B”又は“良”相当を4、“C”又は“可”相当を3とする。)

(2) 高等学校等

①申込時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、出願資格は3.0以上とする。

②上記①による評定が未定の場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値を5段階評価により算出し、出願資格は3.0以上とする。

〔参考資料〕

公益財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程（抜粋）

（奨学生の資格）

第 3 条 本会が奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子ども等であつて、次の各号に該当する者とする。

(1) 育英事業奨学生（育英事業奨学金を貸与する者）

ア 高等学校（専攻科を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）並びに大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）及び長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している学校（長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業したものに限り。）（以下「大学等」という。）に在学する者

イ 経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業とも奨学生としてふさわしい者又は経済的理由により修学が著しく困難であり奨学生としてふさわしい者

(2) 奨学事業奨学生（高等学校奨学事業奨学金を貸与する者）

ア 高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する者

イ 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者

（奨学金の額）

第 5 条 奨学金の月額はおりのとする。

(1) 育英事業奨学生、奨学事業奨学生

ア 国公立の高等学校等 自宅 18,000 円又は 10,000 円 自宅外 23,000 円又は 10,000 円

イ 私立の高等学校等 自宅 30,000 円、20,000 円又は 10,000 円
自宅外 35,000 円、20,000 円又は 10,000 円

ウ 大 学 等 国立・公立 41,000 円 私 立 47,000 円

エ 長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等 41,000 円

（貸与の期間）

第 6 条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、次の場合は、その期間を延長することができる。

(1) 高等学校等に在学する者の海外留学期間（1年間を限度とする。）

(2) 理事会で特に必要と認めた期間

（願出手段）

第 7 条 奨学事業奨学生を希望する者は、現に在学する学校又は卒業した学校の長（以下「校長」という。）を、ただし、大学生については、保護者が住所を有する市町村長を経て、次の書類を公益財団法人長崎県育英会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(1) 奨学生願書

(2) 奨学生推薦調書

2 高等学校等への進学を条件として奨学生を希望する者（以下「育英事業予約志願生」という。）は前項の出願ができるものとする。

第 7 条の 4 奨学生願書には、第一連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては連帯保証人、以下同じ。）が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

2 願出の期日は毎年度理事長が定める。

（奨学生の決定）

第 8 条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、選考委員会の選考を経ないことができるものとする。

2 前項の奨学生のうち、育英事業予約志願生、交通遺児予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。

3 前 2 項の決定は、校長を経て本人に通知する。ただし、市町村長を経て出願した者については、市町村長に選考結果を通知するとともに直接、本人に通知する。

（誓約書・奨学金借用証書の提出）

第 9 条 第 8 条第 3 項の通知を受けた者は、第一連帯保証人、第二連帯保証人（交通遺児奨学生にあ

っては不要、以下同じ。)と連署のうえ、大学等奨学生にあつては直接、高等学校等奨学生にあつては校長を経て誓約書・奨学金借用証書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(学業成績表の提出)

第 10 条 大学奨学生は、在学中の学校を経て、毎学年末、学業成績表を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第 11 条 奨学生は、次の各号の 1 に該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届出なければならない。ただし、本人が疾病等の理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人から届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 奨学金を辞退しようとするとき。

(3) 本人又は第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の交付)

第 12 条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

2 奨学金は、原則として、年 4 回交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

第 13 条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

2 奨学生は、何時でも在学中の学校を経て奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学金の休止)

第 14 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。ただし、海外留学による休学(1 年を限度とする。)の場合はこの限りでない。

(奨学金の停止)

第 15 条 奨学生が次の各号の 1 に該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

(1) 傷痕、疾病などのために成業の見込がないとき。

(2) 学業成績又は操行が不良となったとき。

(3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 休学、転学が適当でないとき。

(5) その他第 3 条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第 16 条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して 6 月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に奨学金を年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。

この場合において、返還金の全額又は一部を一時に返還することができる。

2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書又はその他の方法より返還することができる。

第 17 条 奨学生が退学し、若しくは奨学金を辞退し、又は停止されたときは、貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(返還完了前異動の届出)

第 18 条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

第 19 条 奨学生であった者が、次に掲げる各号の 1 に該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 短期大学、大学、大学院又は専修学校若しくは各種学校等に在学しているときは、その在学期間

(2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届出)

第 20 条 第一連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡若しくは失踪宣告を受けたときは、戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

第 21 条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事由が生じ、かつ第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の返還の免除を希望する場合は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人又は家族が事情を具して願い出なければならない。

(延滞金)

第 22 条 正当と認められる事由がなく、奨学金の返還を延滞したときは、延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額を徴収するものとする。

(実施細目)

第 23 条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 20 年 6 月 24 日一部変更)

- 1 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条第 1 号及び第 2 条第 3 号の改定後の規程は、短期大学、専修学校専門課程については平成 21 年 4 月 1 日以降の入学者に適用する。

附 則 (平成 21 年 2 月 27 日一部変更)

- 1 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 13 日一部改正)

- 1 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 2 月 15 日一部変更)

- 1 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 8 月 1 日一部変更)

- 1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行するものとし、平成 25 年度以降の採用者に対して適用する。

なお、平成 24 年度以前の採用者に対しては旧規程の例による。

附 則 (平成 25 年 6 月 3 日一部変更)

- 1 改正後の規程は、平成 26 年 4 月 1 日以降の採用者 (平成 26 年度予約奨学生を含む。) から適用する。

附 則 (平成 26 年 2 月 5 日一部改正)

- 1 改正後の規程は、平成 26 年 4 月 1 日以降の採用者 (平成 26 年度予約奨学生を含む。) から適用する。

別表 (第 16 条・第 17 条関係)

貸与を受けた奨学金の額	返還期間
500,000 円以下	8 年
500,001 円～ 600,000 円	9 年
600,001 円～ 800,000 円	10 年
800,001 円～1,000,000 円	11 年
1,000,001 円～1,200,000 円	12 年
1,200,001 円～1,500,000 円	13 年
1,500,001 円～1,800,000 円	14 年
1,800,001 円～2,100,000 円	15 年
2,100,001 円～2,500,000 円	16 年
2,500,001 円～3,000,000 円	18 年
3,000,001 円以上	20 年

注：この〔参考資料〕公益財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程は、奨学生として採用になった場合に必要となりますので、大切に保管してください。

〔参考資料〕

長崎県育英会奨学生（高等学校等）の海外留学にかかる採用等要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人長崎県育英会貸与規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、高等学校（専攻科を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学する者が、長期の海外留学により、緊急に奨学金が必要となった場合に奨学生として採用するため、あるいは、すでに採用されている奨学生が、長期の海外留学による休学期間中も継続して貸与が受けられるために必要な事項を定めるものとする。

（採用・継続貸与の対象）

第2条 高等学校等に在学し、長期の海外留学（1年間を限度）を行う者。

（採用の基準）

第3条 採用の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学力についての基準

高等学校等において勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると当該学校長が認める者。

(2) 家計についての基準

当該年度の奨学生選考基準を満たしている者。

(3) 人物についての基準

高等学校等における生活全般を通じて奨学生としてふさわしいと当該学校長が認める者。

（採用の時期）

第4条 採用は年間を通じて行う。ただし、予算の運営上、翌年度の採用となることがある。

（出願手続）

第5条 奨学生を希望する者は、規程第7条第1項に示す書類に加え、海外留学の期間等を証する書類を校長を経て提出しなければならない。

（採用の決定）

第6条 採用の決定は規程第8条第1項の規定により、選考委員会の選考を経ず理事長が決定する。

（誓約書・奨学金借用証書等の提出）

第7条 本会が指定した期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 「誓約書・奨学金借用証書」

(2) 「口座届」

（奨学金継続の手続き）

第8条 すでに採用されている奨学生で、長期の海外留学による休学期間中も継続して奨学金を希望する者（以下「奨学金継続希望者」という。）は、公益財団法人長崎県育英会奨学金事務取扱要項第5-2-(2)の休学（長期欠席）届（様式8号）に「海外留学による奨学金継続希望」と記載し、海外留学の期間等を証する書類を添付し、校長を経て提出しなければならない。

（貸与の期間）

第9条 規程第6条第1項第1号の規定により、海外留学による休学期間を貸与期間として延長する。

（奨学金月額）

第10条 海外留学期間中の奨学金月額については、奨学生が在籍する学校種別の自宅・自宅外の各設定金額（以下「各設定金額」という。）から選択できるものとする。

2 前項により、奨学金継続希望者で奨学金月額の変更を希望する者及び復学時に各設定金額を選択し直す必要がある者は、奨学金月額変更願（様式第15号）を校長を経て提出しなければならない。

附 則 （平成24年2月14日制定）

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。

附 則 （平成24年11月26日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行する。

附 則 （平成25年6月3日一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日より適用する。

附 則 （平成26年2月5日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日より適用する。

奨学生願書

該当する□に✓してください。
□育英事業 (□緊急)
□奨学事業

※印の欄は該当のものを○で囲んでください。

学校名 (大学等出願者は学部(課程)・学科(コース)の名称まで記入。予約出願者は中学校名を記入)		※全日制 昼間部 定時制 夜間部		学 年 年			
在学所在地※(大学等のみ)	正規の最短修業期間 (予約出願者は第一志望校について記入)	※学校種別、通学種別、奨学金月額、該当するものを○で囲んでください。 (予約出願者は第一志望校について、大学出願者は学校種別のみ○)					
都道府県	平成 年 月 入学	※学校種別	※通学種別	※奨学金月額			
市区郡		国公立	自宅	18,000円			
区町村	平成 年 月 卒業	私立	自宅外	23,000円			
			自宅	30,000円			
フリガナ	住所 〒	※自宅・学生寮・下宿・アパート・その他()					
本人氏名	TEL	-					
※男・女	生年月日 昭和 平成 年 月 日	TEL	-				
フリガナ	住所 〒	-					
第一連帯保証人氏名	TEL	-					
※続柄:本人の父、母、その他()		-					
同一生計の家族	続柄	氏名 (家計支持者は、□内に○)	※同居・別居の別	年齢	※所得の種類	収入・売上金額 (税込) 万円	所得金額 万円
	就学者を除く	□	同・別		給与・給与外・無収入		
		□	同・別		給与・給与外・無収入		
		□	同・別		給与・給与外・無収入		
		□	同・別		給与・給与外・無収入		
所得金額合計 ①							
就学者	続柄	氏名	※通学別	学 校 種 別		就学者控除額 万円	
	本人						
			自宅・自宅外	※国・公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院		
			自宅・自宅外	※国・公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院		
就学者控除額計 ②							
特別な控除	父子・母子世帯		(一律49万円)		③		
	障害者等のいる世帯		(一人につき99万円)		④		
	長期療養者のいる世帯		(療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額)		⑤		
	主たる家計支持者が別居している世帯 (単身赴任など)		(一律71万円)		⑥		
	火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯		(日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額)		⑦		
大学等出願者本人を対象とする控除		国公立 自宅 23万円 自宅外 70万円	又は	私立 自宅 37万円 自宅外 84万円	+ 授業料のみの年額	⑧	
控除額合計 (②~⑧の計)						⑨	
控除後の所得額						(①-⑨)	⑩
所得基準額						世帯人員 人	⑪
充足率 (小数点第一位を四捨五入。マイナスの場合は、0とする。)						(⑩÷⑪×100)	⑫ %

注1 太枠内は大学出願者は空欄で、予約出願者及び高校等出願者は学校で記入。
注2 中学校からの予約出願者の本人控除額は一律39万円とする。

奨学金を希望する理由

奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを詳しく記入してください。
(緊急出願者の場合は、下段も記入)

緊急出願者

事由発生年月日 平成 年 月 日 (発生日を証明する公的機関等発行の書類を添付すること)

※理由 (○で囲む)
 ①家計支持者の解雇(会社倒産等) ②家計支持者の死亡・離別 ③家計支持者の破産
 ④病気・事故・会社倒産・経営不振その他家計急変により、世帯の家計が支出増大・収入減少
 ⑤災害(火災・風水害・震災等)により、世帯の家計が支出増大・収入減少
 ⑥他都道府県の奨学生であった者の家計支持者が転居したため奨学金停止

奨学金の状況

本人、親及び兄弟姉妹が本会の奨学金を受けたことがある場合、その内容を記入してください。	採用年度	学 校 名	氏 名	本人との続柄
※日本学生支援機構への出願の有無(予定を含め必ず記入) (大学等出願者及び高等専門学校のみ)				有 (第一種・第二種) ・ 無

・日本学生支援機構の奨学金に採用された場合は、本会と日本学生支援機構のいずれかを選択していただきます。
 ・本会においては、日本学生支援機構との併給を禁止していることから、大学等を通して採用状況を照会することがあります。

上記の記載に相違はありません。貴会の奨学生として採用くださるようお願いいたします。
 また、採用のうえは、貴会奨学金貸与規程に従い奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還についてもその義務を履行します。
 以上、第一連帯保証人と連署して誓約します。

平成 年 月 日

本人氏名 (自署) 印

第一連帯保証人氏名 (自署) 印

公益財団法人 長崎県育英会理事長 様

注3 採用時には第二連帯保証人(第一連帯保証人と別生計で原則、長崎県内に居住し、返還開始時に65歳以下)が必要です。

上記の者は、貴会の奨学生として適当と認められるので推薦します。

平成 年 月 日

公益財団法人 長崎県育英会理事長 様

市町長 氏名 印

注4 市町長の推薦は大学等奨学生出願者のみ記入してください。
 <個人情報取り扱いについて>
 出願書類の個人情報は、採用に係る審査・選考・決定及び決定の通知に際し、貴会奨学金貸与規定等に準って使用されることに同意したうえで申し込みます。

市町及び学校担当者氏名

「奨学生募集要項」をよく読み、漏れなく正確に記入してください。

※印の欄は該当のものを○で囲んでください。

印鑑は印影の異なるものを押印。スタンプ印不可。

<h1>奨学生推薦調書</h1>		<input type="checkbox"/> 大学等	<input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 予約 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 奨学事業	学 約 急 奨 事 業 等	整 理 番 号 No.	
学校名	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立	学部 (課程)	学科 (コース)			
		学 年		年		
出願者	フリガナ 氏 名	性別	男・女	生年 月 日	昭和 平成	年 月 日
			出身学校	学校卒業・卒業見込		
学 力 評 価	学力評価は評定平均値を記入 (5段階評価の平均値) 【算定方法】 5段階評価の平均値 = 全教科評定合計 ÷ 全教科数 ※小数第1位まで記入 (小数第2位を四捨五入)					
	大 学 等 出 願	高 校 等 出 願 (いずれかに記入)				
		在 学 校 (高 校 等) で の 評 定	中 学 校 で の 評 定			
	()	()		()		
人 物 評 価	人物評価点は5段階評価で記入 (下記評価値による)					
	() 点	特 に 優 れ る 5 優 れ る 4 普 通 3 や や 劣 る 2 劣 る 1	※学力評価・人物評価の記入にあたっては裏面をご覧ください。			
備 考						
記入責任者	職 名	氏 名		(印)		
上記の者は、貴会の奨学生として適当と認め推薦します。 平成 年 月 日 公益財団法人 長崎県育英会理事長 様 学 校 名 学長 (校長) 氏名						
						印

奨学金
担当者印

奨学生推薦調書記入上の注意

1 大学等出願者

(1) 「学力評価」の欄

- 1 年次…………… ① 高等学校等の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し記入する。出願資格は3.5以上とする。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し記入する。出願資格は4.0以上とする。
- 2年次以上…………… 申込時までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値を3段階評価で算出し記入する。出願資格は4.0以上とする。

〔大学等及び高等学校卒業程度認定試験の判定は、“A”又は“優”相当を5、“B”又は“良”相当を4、“C”又は“可”相当を3とする。〕

(2) 「人物評価」の欄

申込時の評価点を5段階評価で記入する。

2 高等学校等出願者

(1) 「学力評価」の欄

- ① 申込時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し記入する。出願資格は3.0以上とする。
- ② ①による評定が出ない場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全教科について平均した値を5段階評価により算出し記入する。出願資格は3.0以上とする。

(2) 「人物評価」の欄

申込時の評価点を5段階評価で記入する。

3 高等学校等出願者（緊急採用）及び高等学校奨学事業出願者

(1) 「学力評価」の欄

上記2(1)と同じ。ただし、出願資格の数値は設定しない。

(2) 「人物評価」の欄

上記2(2)と同じ。

4 高等学校等予約出願者

(1) 「学力評価」の欄

中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全教科について平均した値を5段階評価により算出し記入する。出願資格は3.0以上とする。

(2) 「人物評価」の欄

申込時の評価点を5段階評価で記入する。

5 その他

「備考」欄には、家庭状況、就学意欲、責任感、その他特記する事項を記入する。
また、「記入責任者」欄は、問い合わせ等に対応できる者を記入する。